



和水議第130号
令和6年6月18日



様

和水町議会
議長 高木 洋一郎



調査結果回答書

令和6年4月18日付けで調査請求のあった、調査の結果を次のとおり、和水町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第2項の規定により回答します。

1 調査請求内容

(1) 請求者



(2) 審査請求の対象となる議員

白木 淳 議員

(3) 調査請求の内容

① 地方自治法第117条違反

- ・以前から繰り返しシニアカー補助金を作る様働きかけてきたこと
- ・以前から繰り返しシニアカー補助金を作る様質疑を行ってきたこと
- ・シニアカー補助金が上程された際、率先して質疑応答を行ったこと
- ・一般財源内ではあるが、その裁決に参加したこと

② 地方自治法第92条および同条例第2条第2項および第4条違反

- ・白木钣金塗装は白木議員のご両親が個人事業主として経営する事業所であり、シニアカー取扱店であること
- ・シニアカー補助事業期間販売自粛しなかったこと
- ・販売自粛するどころか、シニアカーの大々的な販促活動を行っていたこと
- ・白木钣金塗装(特定の個人)への利益誘導を優先した政治を行ってきたこと

③ 同条例第3条違反

- ・露骨なまでのシニアカー補助金の予算確保を行い、品位を損ねたこと

改正地方自治法は令和5年3月1日施行されたが、この行為は、改正地方自治法が審議される以前の令和3年6月の事件である。改正地方自治法は遡及されな

め、同条例だけでなく、地方自治法第 92 条の 2、第 117 条にも違反する行為である。よって、ここに調査請求を行い、事実究明およびその責任の所在を明らかにすることを求め、調査請求を求めるものである。

2 調査結果

和水町議会議員の政治倫理に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる議員の責務及び同条例第 3 条第 1 項の政治倫理基準に抵触する。

抵触する 3 名、抵触しない 2 名。

(理 由)

- ・議員は町民全体の代表者として公人の立場であるが、本件について、町民から利益誘導の疑惑を持たれる行為があり、実際に販売も行っていることから販売自粛など議員として最大限の配慮が必要であったと考える。
- ・白木議員の行動、言動が町民に疑惑を抱かせたことで、このような調査請求書が提出されたことは重く受け止める必要がある。

【少数意見の留保】

・地方自治法第 117 条の除斥の件について、予算の審議は一体としての不可分のため除斥は必要ない。また、今回のシニアカー購入補助金については、町と購入者の契約となる。購入先の指定もなかったことから和水町議会議員の政治倫理に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる議員の責務及び同条例第 3 条第 1 項の政治倫理基準には抵触しない。